

市税の納め忘れはありませんか？

**11月～12月は
市町村税徴収強化月間です**

◆納税は社会の基本的ルールです

市税等は、納税者の皆様が、決められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方には期限までに納付していただいています。残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。



税金は、支え合う社会の実現に必要な「**社会の会費**」です。早めの納税をお願いします。納税のご相談は**税務課**にお問い合わせください。

納税の公平と徴収の確保を図るため、11月～12月を「市町村税徴収強化月間2013冬」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組んでいます。

滞納の解消に向けた取組みとして、積極的に給与・預貯金・生命保険・不動産等の差押えを実施しています。納期限内納付にご協力をお願いします。

「確定申告用の『障がい者控除対象者認定書』『おむつに係る費用の医療費控除証明書』のお知らせ」の記事をP30に掲載しています。

平成26年度から個人市県民税の均等割額が変更になります

東日本大震災からの復興を図ることを目的として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市県民税の均等割額が、年額1,000円(市民税500円、県民税500円)増額になります。

【詳細な内訳】

・市民税の均等割額
現行3,000円に**500円加算**
→**3,500円**

・県民税の均等割額
現行1,700円*に**500円加算**
→**2,200円**

均等割額合計

現行**4,700円**



5,700円

この増額分は、法律に基づき、下野市・栃木県で行われる防災事業に充てられます。

※県民税の均等割1,700円のうち700円は、栃木県で導入している「栃木の元気な森づくり県民税」となります(平成29年度まで)。

◆納税は便利で確実な 口座振替またはコンビニで

「通知を見落としした…」 「納付書をしまい忘れた…」等、つい、うっかりで納付を忘れてしまわないように、便利で確実な口座振替をお勧めします。また「銀行や市役所が開いている時間に納付に行けない…」等、忙しい方は、コンビニエンスストアで納付できます。(バーコード付き納付書による納付で納期限内に限ります。)

◆事情がある場合は相談を

災害、盗難、事業の廃止、病気等、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合は相談してください。状況をお聞きしたうえで徴収の猶予ができる場合があります。滞納になる前に税務課に納税相談をしてください。

■問い合わせ先 税務課 ☎(40) 5 5 5 4